

令和6年 No.3

○国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

ソーシャルメディア「Twitter」の名称変更並びに大学公式のFacebook及びInstagramを開設することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年2月14日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年2月15日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程（平成24年規程第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部改正について

改正理由：ソーシャルメディア「Twitter」の名称変更並びに大学公式のFacebook及びInstagramを開設することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(公式ソーシャルメディア)</p> <p>第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、<u>本学公式のX</u> (https://twitter.com/TokyoGakugei)、<u>Facebook</u> (https://www.facebook.com/Gakugei/) 及びInstagram (https://www.instagram.com/tokyo_gakugei_university/) を設置し、推進本部が運営・管理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年2月15日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(公式Twitter)</p> <p>第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、<u>公式 Twitter</u> (https://twitter.com/TokyoGakugei) を設置し、推進本部が運営・管理する。</p> <p>〔省略〕</p>